

※上記の金利上乗せは、当初お預入れ期間のみの適用となります。※店頭表示金利は、お預入れ金額に応じ、「スーパー定期」または「大口定期」の金利となります。 ※満期日以降は、同一お預入れ期間の「スーパー定期」または「大口定期」(いずれも自動継続)となり、金利は継続日におけるそれぞれの店頭表示金利を適用します。

お 預 入 れいただける方 金融機関(桐生信用金庫以外の金融機関を含む)での相続手続き完了後1年

以内に、相続により取得した資金を原資としてお預入れいただける個人の方

相続により取得した金額の範囲内 預入れ ※当金庫で相続手続きをされた預金のほか、当金庫以外の金融機関での相続預金、相続により取得した不動産や株式等の換金代金もお預入れいただけます。(生命保険の死亡保険金はお預入れ対象外です。)

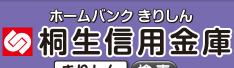
①本人確認書類 ②お届け印

お預入れに 要なもの ③金融機関での相続手続き完了時期が確認できる書類

④お預入れされる方が相続人であることが確認できる書類 ⑤お預入れ原資が相続により引き継いだものであることが確認できる書類

※当金庫で相続手続きをされた預金をお預入れの方は、①本人確認資料 と②お届け印 のみで手続きいただけます。

## 詳しくは、裏面をご覧ください



きりしん検索

▶お問い合わせ **000120-498-232** 

## きりしん 相続定期預金「ゆずりは」 商品概要

商品名	きりしん相続定期預金「ゆずりは」 対象定期預金:スーパー定期 単利型、大口定期
ご利用 いただける方	金融機関(桐生信用金庫以外の金融機関を含む)での相続手続き完了後1年以内に、相続により 取得した資金を原資としてお預入れいただける個人の方
お預入れ金額	相続により取得した金額の範囲内 ※お預入れ原資は当金庫で相続手続きをされた預金のほか、当金庫以外の金融機関での相続預金、相続により取得した不動産や株式等の換金代金もお預入れいただけます。 ※但し、生命保険の死亡保険金は相続財産の対象外であり、これを原資にお預け入れいただくことは出来ません。
お預入れに 必要なもの	① 本人確認資料 ② お届け印 ※以下③・④・⑤の書類は写しでもかまいません。 ③ 金融機関での相続手続き完了時期が確認できる書類 (例)金融機関に提出した相続依頼書等の写し・被相続人名義の解約済み通帳または計算書 など ④ お預入れされる方が相続人であることが確認できる書類 (例)戸籍謄本(または改製原戸籍謄本)の写し・遺言書(公正証書遺言、または自筆証書遺言で検認済のもの)の写し 遺産分割協議書の写し など ⑤ お預入れ原資が相続により引き継いだものであることが確認できる書類 (例)被相続人名義の解約済み通帳または計算書・金融機関発行の領収書の写し 遺産分割協議書の写し など ※当金庫で相続手続きをされた預金をお預入れの方は、①本人確認資料と②お届け印のみで手続きいただけます。 詳しくは窓口へお問い合わせください。
お預入れ期間	3カ月、6カ月、1年 ※自動継続(元金継続、元利金継続)のお取扱いとなります。
適用利率	お預入れ期間と金額に応じ、お預入れ時の店頭表示金利に以下の利率を上乗せした利率を約定利率として、初回満期日まで適用します。 3ヵ月 店頭表示金利+年0.30% 6ヵ月 店頭表示金利+年0.20% 1 年 店頭表示金利+年0.15% ※初回満期時以降は金利上乗せを解除し、お預入れの期間と金額に応じた店頭表示金利を約定利率として、満期日まで適用します。
税金	2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、 20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。(ただし、マル優ご利用の場合は 除きます)
中途解約	満期日前に中途解約する場合は、当金庫所定の中途解約利率を適用いたします。
その他注意事項	<ul> <li>■店頭表示金利はお預入れ金額により異なり、毎週見直しを行います。</li> <li>■形式は証書式とし、総合口座への組み入れはできません。</li> <li>■複数口に分けてお預入れできます。</li> <li>■身体障害者手帳の交付を受けるなど一定の要件に該当する方は、預入金額によりマル優のお取扱いができます。</li> <li>■既に桐生信用金庫にお預入れの相続人さま名義の(相続によらない)預金でのお預入れはできません。</li> <li>■「きりしん相続定期預金」の満期資金でのお申込みはできません。</li> <li>■お預入れは、お一人様につき桐生信用金庫本支店のうち、いずれか1店舗とします。</li> <li>■満期日以後の金利は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。</li> <li>■本商品は預金保険制度の対象預金であり、預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)</li> </ul>